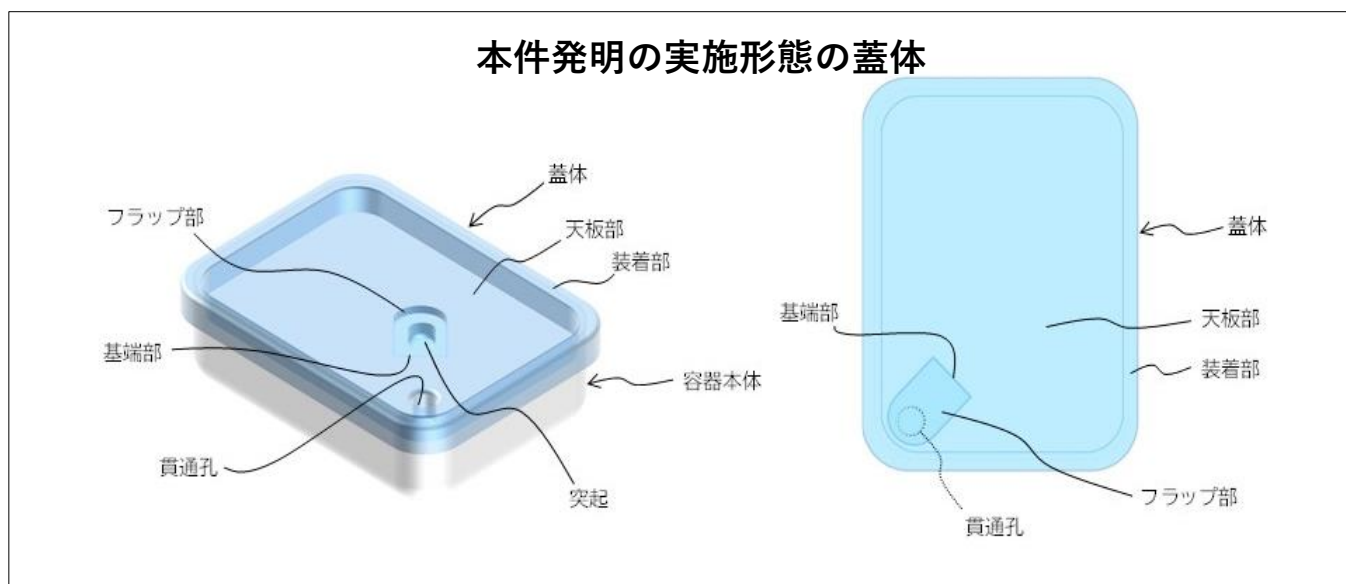
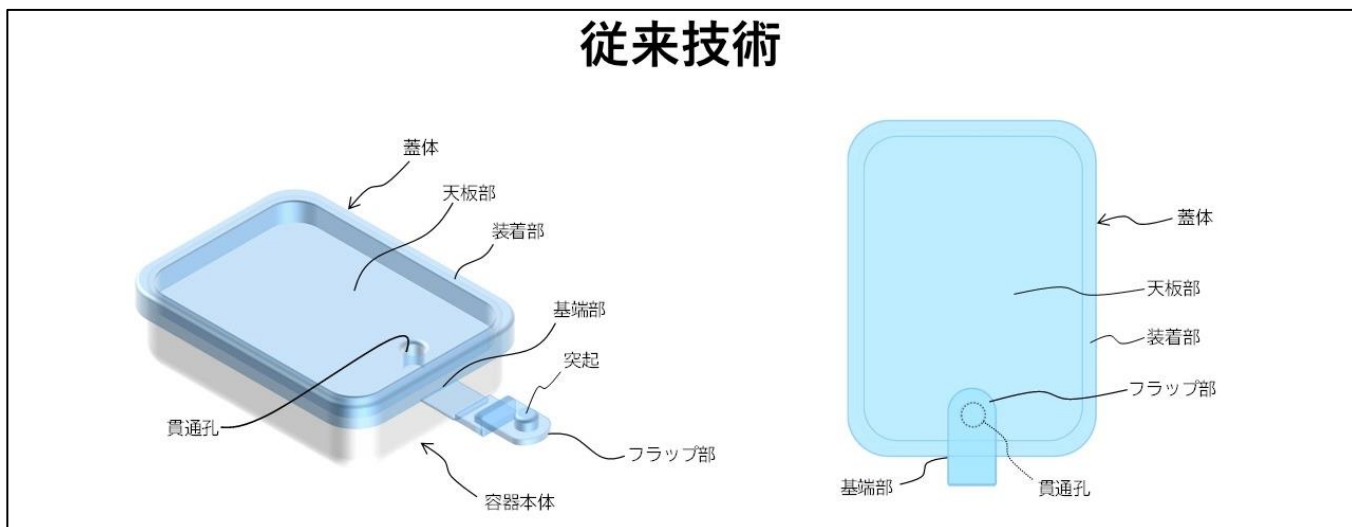


【模擬裁判の事例の概要】

本件特許権は、収容された食材を電子レンジで加熱可能な保存容器に用いられる蓋体に関し、発明の名称を「蓋体」とする特許発明に係る特許権です。

次の図は、従来技術の蓋体の斜視図及び平面図と、本件発明の実施形態の蓋体の斜視図及び平面図となります。本件発明のポイントは、貫通孔から排出された水分がフラップ部に当たって飛び散ってしまうという従来技術の課題を解決するため、貫通孔をフラップ部の基端部よりも内側ではなく外側に形成したことにあります。



本件訴訟

● Pony社

收容された食材を電子レンジで加熱可能な保存容器に用いられる蓋体に関する発明(本件発明)に係る特許の特許権者

- 特許番号第20241024号
- 出願日 2008年12月1日
- 登録日 2009年12月14日



● Donkey社

2024年1月15日から蓋体(被告製品)の製造、販売

Pony社は、Donkey社に対し、2024年4月1日、特許権侵害訴訟を提起

- 被告製品の製造及び販売の差止め
- 損害の賠償

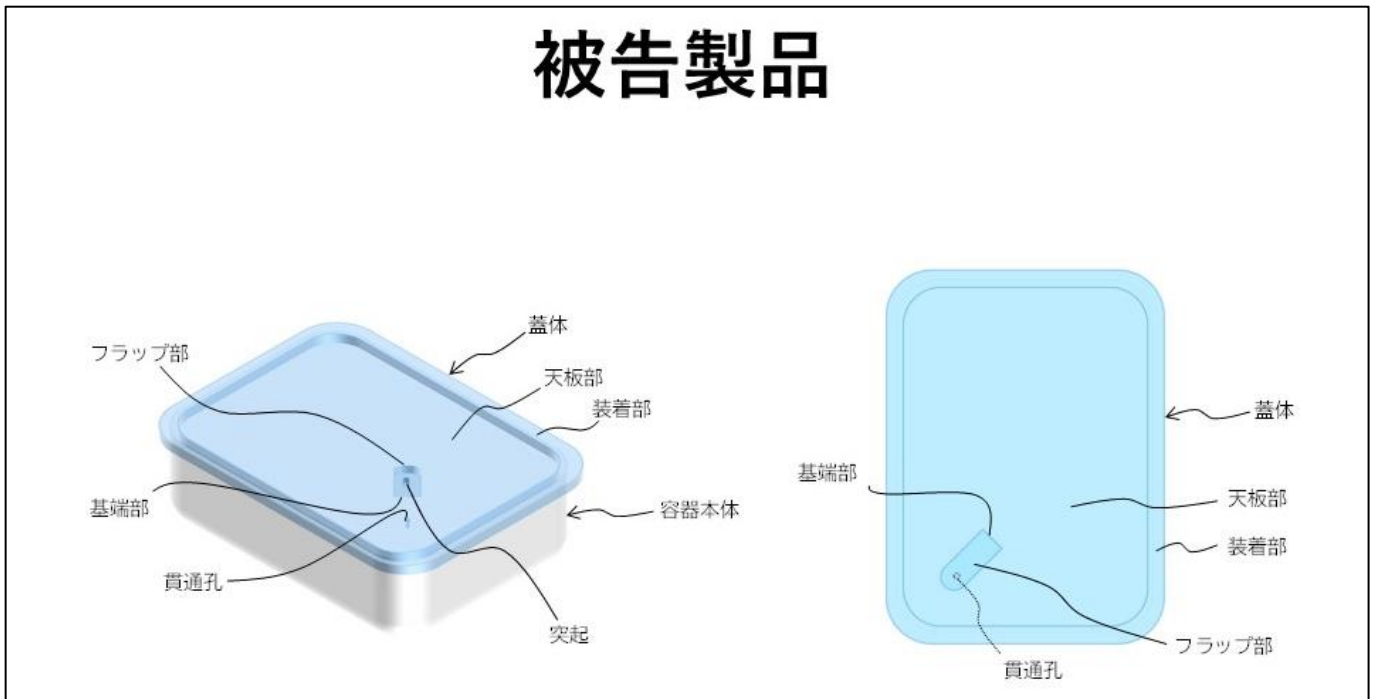
本件訴訟の概要です。

原告は、「ポニー」という社名の法人であり、本件特許権を有しています。

被告である Donkey 社は、收容された食材を電子レンジで加熱可能な保存容器に用いられる蓋体を製造、販売しています。

Pony 社は、Donkey 社が被告製品を製造、販売することは、Pony 社の特許権を侵害するものであると主張し、Donkey 社に対して、被告製品の製造及び販売の差止め、損害賠償を求め訴えを提起しました。

次の図が被告製品です。左が被告製品の斜視図、右が平面図です。
貫通孔が小さいことが特徴になっています。



次の図が無効論における主引用発明の米国特許出願公開明細書に記載の蓋体です。左が斜視図、右が平面図です。

貫通孔とフラップ部の基端部との位置関係については本件特許とよく似ていますが、食材を真空状態で保存するための保存容器に用いられるものである点と、貫通孔の開閉方法が異なります。

無効論主引用発明

(米国特許出願公開第2006/0077XX号明細書)

